

地域リハビリテーション連携指針の見直し手法等 について

1 指針の見直し手法に関する意見集計結果

見直しの手法	賛同数	意見（見直し手法関連部分のみ抜粋・要約）
(案1) 指針単独での見直し	1	○将来の一人暮らしの高齢者の増加、医療介護ニーズの増大に対応していくためには、住み慣れた街で自分らしく暮らせるような地域包括ケアの視点が重要であるため、他の関連する県の計画との連携を保ちながら推進していくことが益々重要になると考える。
(案2) 関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直し	7	○高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、医療計画等、平成30年度が各計画が一致する年度となっており、指針の方向性や目標年度を一致したものにしていきたい。 ○「医療介護総合確保促進法」が制定され、医療提供体制が病院完結から地域完結へ進展していく中、「地域リハビリテーション」の意図するところからも、一指針のみでは対応しきれないのではと考えました。関連分野と有機的連携強化を図り、確実にPDCAサイクルを回すことができるような仕組みが必要となるのではと思います。
(その他) 会長・事務局へ一任	6	○地域包括ケア・多職種連携に向けて2の関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直しがよいと思います。

2 指針の見直し方針（案）

- (1) 指針の見直し手法としては、「(案の2) 関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直し」を採ることとしたい。
- (2) 具体的には、計画の性格や期間、改定時期等を考慮し、「千葉県保健医療計画」との統合・一体的な見直しを念頭に置くこととしたい。

【参考】地域リハビリテーションに関連する県の主な計画

計画の名称	根拠法	計画の法的性格	計画期間	改定時期
医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療介護総合確保促進法	県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画	1年	27年度
県保健医療計画	医療法	県の医療提供体制の確保を図るための計画	5年 (6年)	27年度
県高齢者保健福祉計画	老人福祉法 介護保険法	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画	3年	26年度
県地域福祉支援計画	社会福祉法	市町村の地域福祉の支援に関する事項等を定める計画	5年	26年度

(3) その際、特に以下の点に留意して、見直し作業を進めることとしたい。

- ① 現時点では、同計画の改定方針は正式に決定されておらず、平成 27 年度の改定スケジュールも未定であることから、今後速やかに情報収集・調整の上、見直し作業に臨むこと。
- ② 仮に平成 27 年度における同計画の改定が、計画期間の延長など一部改定に留まる場合には、当面、改定方針に沿って改定可能な部分のみを計画に記載し、それ以外の部分は全面改定時に追加記載する、二段階方式を採ること。
- ③ その場合でも、平成 27 年度に設置予定の検討部会（後述）での議論は指針の見直し全体について行うものとし、当面計画に記載できない部分を含め、検討結果を何らかの形（例「千葉県地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」）にまとめ、全面改定時に活かすこと。

医療計画等の改定サイクルについて

年度	医療計画 (改正前：少なくとも5年毎に改定 改正後：6年毎に改定)		介護保険事業 支援計画 (3年毎に改定)	診療報酬 (2年毎に改定)	介護報酬 (3年毎に改定)		
	千葉県	他県 (ex.埼玉県)					
S62	第1次計画	第1次計画					
S63				改定			
H1							
H2	第2次計画	第2次計画		改定			
H3							
H4				改定			
H5							
H6				改定			
H7	第3次計画	第3次計画					
H8				改定			
H9							
H10				改定			
H11	第4次計画	第4次計画 <small>※法改正対応のため 計画期間1年延長 (計画の一部改定)</small>					
H12				同時改定			
H13				第1期計画			
H14					改定		
H15				第2期計画		改定	
H16					改定		
H17							
H18	第5次計画		同時改定			
H19			第3期計画				
H20				改定			
H21					改定		
H22			第5次計画	第4期計画	改定		
H23	第6次計画	第6次計画		同時改定			
H24				第5期計画			
H25					改定		
H26						改定(予定)	
H27					改定(予定)		
H28	千葉県第7次計画を どのような方針で策定 するか？ ⇒今後、県医療 審議会において審議予定。	第7次計画 (計画6年化)		同時改定(予定)			
H29							
H30				国の目指す姿(詳細別紙)	第7期計画		
H31						改定(予定)	
H32							改定(予定)
H33					第8期計画	改定(予定)	
H34							
H35						同時改定(予定)	
H36		第8次計画	第9期計画				
H37							

【参考】改正医療法（H25.6.25 公布）

（第30条の6）

2 都道府県は、6年ごとに……調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

資料3-2

医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール

